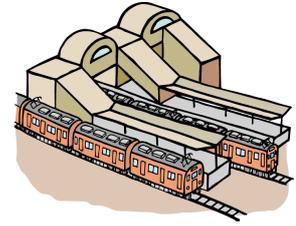


■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 30問

用語の定義に関する問題です。○×で回答して下さい。

1. 娯楽のために継続的に使用する室は、「居室」である。
2. 図書館の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
3. 住宅に附属する厚さ 15cm の扉で、幅員 5m の道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する。
4. 通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能を、「準耐火性能」という。
5. 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根がなくても「建築物」である。
6. 耐火建築物の 3 階で、道路中心線から 4m 以下の距離にある建築物の部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」に該当する。
7. 特殊建築物の屋根の過半の修繕は、「建築」に該当しない。
8. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの 1/2 のものは、「地階」に該当する。
9. 用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物のある一団の土地は、「敷地」である。
10. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「準防火性能」という。
11. れんがは、「耐水材料」である。
12. 地震の震動を支える方づえは、「構造耐力上主要な部分」である。
13. 地下の工作物内に設ける倉庫は、「建築物」である。
14. 一戸建住宅の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の模様替」である。
15. 建築物に設ける消火用のスプリンクラー設備は、「建築設備」である。

16. 建築物に関する工事を請負契約によらないで自らその工事をする者は、「建築主」である。
17. テレビスタジオの用途の供する建築物は、「特殊建築物」である。
18. 建築物に設ける避雷針は、「建築設備」である。
19. 鉄道のプラットフォームの上家は、「建築物」である。



20. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $1/3$ 以上のものは、「地階」である。
21. 「防火性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。
22. 構造上重要でない最下階の床は、「主要構造部」ではない。
23. 有料老人ホームは、「特殊建築物」ではない。
24. 大規模の模様替は、「建築」に含まれない。
25. 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。
26. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが 1m 以上のものは、「地階」である。
27. 直接地上へ通ずる出入口のある階は、「避難階」である。
28. 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。
29. 「耐火性能」とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。
30. 住宅に附属する門及び塀は、「建築物」である。

■正誤問題 解答編

1. 娯楽のために継続的に使用する室は、「居室」である。

1. ○ 法第 2 条第四号により正しい。

2. 図書館の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。

2. ○ 法第 2 条第二号及び令第 115 条の 3 第二号により正しい。

3. 住宅に附属する厚さ 15cm の塀で、幅員 5m の道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する。

3. ○ 住宅に附属する塀は、法第 2 条第一号により建築物に該当しますので、法第 2 条第六号により正しい。

4. 通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能を、「準耐火性能」という。

4. × 法第 2 条第七号の二により、「準耐火性能」とは、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいうので、誤りである。

5. 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根がなくても「建築物」である。

5. ○ 法第 2 条第一号により正しい。

6. 耐火建築物の 3 階で、道路中心線から 4m 以下の距離にある建築物の部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」に該当する。

6. ○ 法第 2 条第六号。正しい。

7. 特殊建築物の屋根の過半の修繕は、「建築」に該当しない。

7. ○ 「建築」の定義は、法第 2 条第十三号によるが、「大規模の修繕」(同条第十四号)はこれに該当しません。

8. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの 1/2 のものは、「地階」に該当する。

8. ○ 令第 1 条第二号。正しい。

9. 用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物のある一団の土地は、「敷地」である。

9. ○ 令第 1 条第一号。正しい。

10. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「準防火性能」という。

10. × 法第 23 条により、「準防火性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいうので、誤りである。

11. れんがは、「耐水材料」である。

11. ○ 令第1条第四号により正しい。

12. 地震の震動を支える方づえは、「構造耐力上主要な部分」である。

12. ○ 令第1条第三号により正しい。

13. 地下の工作物内に設ける倉庫は、「建築物」である。

13. ○ 法第2条第一号により正しい。

14. 一戸建住宅の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の模様替」である。

14. × 「最下階の床」は、主要構造部から除外されていますので(法第2条第五号)、これをすべて造り替えても、「大規模の模様替」(法第2条第十五号)にはなりません。

15. 建築物に設ける消火用のスプリンクラー設備は、「建築設備」である。

15. ○ 法第2条第三号により正しい。

16. 建築物に関する工事を請負契約によらないで自らその工事をする者は、「建築主」である。

16. ○ 法第2条第十六号により正しい。

17. テレビスタジオの用途の供する建築物は、「特殊建築物」である。

17. ○ 法第2条第二号及び令第115条の3第四号により、正しい。

18. 建築物に設ける避雷針は、「建築設備」である。

18. ○ 法第2条第三号により正しい。

19. 鉄道のプラットホームの上家は、「建築物」である。

19. × 法第2条第一号により、プラットホームの上家は、建築物から除外されています。

20. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のものは、「地階」である。

20. ○ 令第1条第二号により正しい。

21. 「防火性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。

21. ○ 法第2条第八号()書きにより正しい。

22. 構造上重要でない最下階の床は、「主要構造部」ではない。

22. ○ 法第2条第五号により正しい。

23. 有料老人ホームは、「特殊建築物」ではない。

23. × 法第 2 条第二号及び令第 115 条の 3 により正しい。児童福祉施設等の定義の中に有料老人ホームが含まれている事に注意が必要です。(令第 19 条第 1 項)

24. 大規模の模様替は、「建築」に含まれない。

24. ○ 「建築」の定義は、法第 2 条第十三号によるが、「大規模の模様替」(同条第十五号)は含まれていません。

25. 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。

25. ○ 令第 1 条第三号により正しい。

26. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが 1m 以上のものは、「地階」である。

26. × 令第 1 条第二号。床面から地盤面までの高さが 1m 以上というだけでは、地階であるとは断定できません。

27. 直接地上へ通ずる出入口のある階は、「避難階」である。

27. ○ 令第 13 条第一号により正しい。

28. 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。

28. ○ 法第 64 条により正しい。

29. 「耐火性能」とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。

29. ○ 法第 2 条第七号により正しい。

30. 住宅に附属する門及び塀は、「建築物」である。

30. ○ 法第 2 条第一号により正しい。

